

栄村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年5月策定

1. 策定の目的

栄村耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向けて、村内住宅所有者へ耐震化の普及啓発等に関する取り組みを推進することにより、本村における住宅の耐震化率向上を図ることを目的とする。

当プログラムの取り組みでは、村内全域を対象地域とする。

2. 対象建築物

新耐震基準(昭和 56 年6月 1 日施行)以前に建築された個人が所有し、現に居住する木造戸建て住宅(長屋及び共同住宅を除く)

3. 取組期間

令和6年度(2024 年度)から令和7年度(2025 年度)までの 2 年間とする。

4. 取組内容

	内 容
財政的支援	1. 木造戸建住宅の無料耐震診断を実施 (平屋もしくは2階建の在来工法住宅に限る)
	2. 耐震診断を受けた住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施
普及啓発等	3. 住宅所有者に対する耐震化促進 ・対象となる住宅所有者に対し無料耐震診断の案内チラシを送付する。 ・令和6年度中に対象の 426 戸に全戸配布を行う。 ・耐震診断後、一定期間経過しても、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、住宅耐震化の意識啓発及び情報提供を行う。
	4. 耐震診断実施者に対する耐震化促進 耐震診断結果報告時に、診断結果の報告と合わせて、耐震化に必要な工事内容、概算工事費の説明を行うとともに、耐震改修に対する補助制度を案内し耐震化を促進する。

	5. 改修事業者技術力向上等 村内事業者に対し改修事業者向け講習会への参加周知を図るとともに、改修事業者リストを作成し公表する。
	6. 耐震改修の必要性の周知 ・村の広報紙、ホームページ等により、耐震改修の必要性を広く周知する。 ・住民を対象に説明会、セミナー等を年1回以上実施する。

5. 自己評価

毎年度ごとに、取り組み内容、実績等から、住宅耐震化の進捗状況を把握・公表し、次年度に向けてのプログラムの充実・改善を図るよう内容の見直しを行う。